

令和 7 年

第 4 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和7年第4回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和7年4月23日 午前10時00分開会
午前10時30分閉会

2. 場 所 市役所3階第4会議室

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久
9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

事務局長 土方 勇 農政係長 鎌田 祥貴 農政係主任 山本 雅一
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について 2件
(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 1件

5. 専決処理の報告

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

6. 報告事項

- (1) くになち農業委員会だより62号について
(2) 令和7年度稲作体験学習会事業について

7. その他

【北島会長】 皆さん、こんにちは。4月の総会を始めます。議事録署名委員の指名、10番、三田栄作委員、1番、内山砂里委員、お願いします。議題（1）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、2件、事務局、お願いします。

【事務局】 それでは、1ページから2ページをご覧ください。都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてということで、国立市長より農業委員会へ照会が来ています。具体的な内容は2ページをご覧ください。申請者より事業計画の認定申請書が提出されましたので添付させていただいています。まずⅠの共通項目としては、貸借権等の認定を受けようとする者の氏名及び住所については記載のとおりとなっています。場所については10ページの案内図をご覧ください。こちらについては、過去5年間、既に申請者のほうで使用貸借をしていた土地ですけれども、昨年の10月にその契約が切れまして、今回新たに賃貸借で契約を取り交わすという内容になっています。場所については同様の流れとなっています。2ページに戻って頂きまして、地目は田、面積は記載のとおりで、所有者がAさんになっています。設定を受ける貸借権等ですけれども、種類としては賃貸借権です。始期は5月1日から、存続期間が5年間、賃料等支払い方法は契約書のとおりとなっています。続きまして、3ページの3番、都市農地における耕作の事業の内容ということで、ロの（1）に丸がありますけれども、内容としましては、田んぼですので水田体験を都市住民を対象に公募して実施する。食育、環境教育の観点から親子向けの水田体験を行うとともに、裏作となる小麦や大麦の栽培体験も行う。また、都市の大人たちを対象にした水田体験、農に関わる活動も同時に実施する他、市内の小学生を含む放課後活動の一環でも水田体験を取り入れるという内容になっています。続きまして、その次、第3条第2号の事業としまして、こちらは貸主さんの内容です。基本的にこの文章のとおりですけれども、管理を行いまして、その一番最後の行で、本件農地で行われる農業に関しては年間合計30日従事しますとなっています。続きまして、4番、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況ということで、現状も250日ですけれども、賃貸借設定後も250日となっています。申請地で耕作の事業に必要な農作業を行う従事者については農園専任職員が行うものとしております。4ページですけれども、まず5-1、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況ですけれども、現状が所有地以外の土地というところの欄に書いてありますが、借入地としまして、農地面積が860平方メートル、田んぼが100平方メートルで、畑が760平方メートルとなっています。5ページです。借りた後の状況ですけれども、（1）作付（予定）作物、作物別の作付面積としまして、田んぼが水稻・小麦で1、417平方メートル、畑が夏野菜、冬野菜等を栽培するということで760平方メートルとなっています。（2）大農機具としまして、所有するものとしまして手押し耕運機、リースとしましては、脱穀機1基、粃摺機1基、乗用トラクター1台、バインダー1基となっています。（3）農作業に従事する者としてしましては、農作業歴が12年、農業技術修学歴2年の方となっています。②としましては、現在3人いまして、農作業経験の状況は、それぞれ10年、15年、13年となっています。③の臨時雇用労働力としましては20名となっています。④としまして、①～③の者の住所地等から3名とも徒歩10分圏内、臨時雇用の方は10キロメートル圏内となっています。続きまして、6番、周辺地域との関係は次のページをご覧ください。イベント時、多くの人が集まることによる音による作業への支障の可能性あり、農薬不使

用栽培による草の跋扈の可能性あり、ごみが用水に流れる可能性ありということで、対策として7番に記載がありますけれども、地域との役割分担の状況としましては、用水清掃に参加をすることになっています。続きまして、8番、その法人の業務を執行する役員については、申請者のBさん、役職が理事長となっていて、従事状況としましては、10年の計画です。過去の実績は12年で、今後も10年の見込みで従事をされる予定となっています。それ以降は、申請に不要なものになりますので、ここに記載はありません。以上が1件目です。続きまして、2件目が11ページからになっています。こちらでも国立市長より農業委員会に照会が来ていて、12ページをご覧ください。同じく事業計画の認定申請書ということで、1の共通項目としまして、先ほどの申請者と同様となっています。2番の賃借権等の設定を受ける都市農地が異なっていて、所在については記載のとおりです。場所は20ページの案内図をご覧ください。12ページに戻って頂きまして、地目としまして田です。面積は表のとおりです。所有者についてはCさんです。設定を受ける賃借権等については、種類が賃貸借権、始期は5月1日から、存続期間は2年間、賃料、賃料の支払い方法については契約書のとおりとなっています。続きまして、13ページ、3、都市農地における耕作の事業内容についてです。ロの(1)、こちらは先ほど述べました内容と同様のもので、水田体験を都市住民を対象に公募して実施する他となっています。続きまして、第3条第2号の事業としまして、こちらは貸主さんの内容ですが、本件農地で行われる農業に関しては年間合計30日間従事しますという記載がございます。続きまして、4番、申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況としまして、現状250日、設定後も250日です。この土地で農園専任職員が行うものとするという記載がございます。続きまして、14ページです。5-1、申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況ということで、こちらでも同様ですが、借入地としましては860平方メートル、内訳としては、田が100平方メートル、畑が760平方メートルとなっています。続きまして、15ページです。5-2ですが、作付作物としましては、水稻・小麦が958平方メートル、畑がジャガイモ、ナス、トマト、ダイコン、ニンジン等で760平方メートルとなっています。続きまして、大農機具についても同様ですが、手押し耕運機1基、脱穀機1基、籾摺機1基、乗用トラクター1台、バインダー1基となっています。(3)農作業に従事する者として、権利を取得しようとする者が個人である場合はということで、農作業歴が12年、農業技術修学歴2年で、その申請者の従業員としましては3名で、それぞれ10年、15年、13年の農作業経験がございます。臨時雇用労働力も20名です。④としましては、世帯員とその他の常時雇用している労働者の3名とも徒歩10分圏内で、次のページに続きますが、臨時雇用の方は10キロメートル圏内となっています。続きまして、6番、周辺地域との関係ということで、イベント時、多くの人が集まることによる音による作業への支障の可能性あり、農薬不使用栽培による草の跋扈の可能性あり、ごみが用水に流れる可能性ありということになっています。続いて、17ページの7、地域との役割分担の状況としましては、用水清掃に参加をすることとしています。続いて、8番、その法人の業務を執行する役員については、同様ですが、Bさん、役職は理事長、耕作の事業への従事状況として、期間が10年、直近の実績が12年、見込みが10年という形になっています。申請の2件の説明については以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。この土地の所有者のところに、三田職務代理と関農地利用班長と私で確認に行きました。しっかり自分で貸す意思があるということで問題はないと思います。何か質問はありますか。

【北島会長】 それでは、承認ということでよろしく申し上げます。次に行きます。(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書、1 件、事務局、お願いします。

【事務局】 21 ページから 24 ページをご覧ください。まず 21 ページ、相続税の納税猶予に関する適格者証明ということで証明願が来ています。1 番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりです。続きまして、2 番、農地等の相続人に関する事項としまして、(1) 農地等の相続人については、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄等、以下、記載のとおりです。続きまして、22 ページと 23 ページ、相続税の特例適用農地等の明細としまして、住所、氏名、相続開始年月日は記載のとおりです。場所は 23 ページの案内図のとおりです。24 ページが営農確約書ということで、記載の農地を肥培管理し、農業経営を行うことを確約しますという旨の文書が来ています。説明は以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。ここも、私と三田職務代理、関農地利用班長、佐伯正弘地区担当委員と一緒に現地確認をしたところ、とてもきれいに使っていて問題ないと思いました。承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 次に、専決処理の報告に行きます、(1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書、1 件、事務局、お願いします。

【事務局】 25 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてです。番号は 5 番です。農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人の住所、氏名、職業、譲受人の住所、氏名、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況については記載のとおりです、場所は 26 ページの案内図をご覧ください。以上です。

【北島会長】 何か質問はありますか、ないようでしたら、協議事項に行きます。(1) くにたち農業委員会だより 62 号について、事務局、お願いします。

【事務局】 27 ページをご覧ください。本年度の 8 月発行予定の農業委員会だより 62 号についてです。本日は題割案の作成を致しましたので、内容に問題がないかどうか御協議頂きたいと思います。例年のものではありませんけれども、1 ページは 6 月 20 日の田植えについての記事と写真を掲載しようかと思っています。例年のものでもありますが、次の本年度の農業委員会活動一覧と活動指針の案内を予定しています。2 ページ、3 ページですけれども、こちら一部例年のものがありますが、昨年の 2 月に開会した農業者大会についても受賞者の紹介を予定しています。続きまして、こちらは初めて掲載しようかと考えていますが、昨年度から市の事業として始めました生産緑地の貸借のマッチング支援事業の実績と事業案内を掲載することで少しでも生産緑地の減少を防ごうかと思っています。続きまして、こちら初めてですけれども、市の事業として行っています援農ボランティア養成塾についてです。こちらは、草刈りから農産物の収穫まで、人手不足に悩む農家さんに周知をしたいと思って記事を掲載しようと考えています。可能でしたら、受入れ農家さんのインタビューですとか写真も掲載しようかと思っています。続いて、農業者へのお知らせということで、10 月の農地パトロールに向けて肥培管理についてのお知らせですとか、あとは熱中症対策について、あとは、こちらは初めて掲載しようかと思っていますが、例年 11 月に開催される農業まつりの品評会についてということで、この 8 月ぐらいが作付の時期かなということで、ここで周知するのはありなのかなと思っています。続いて、4 ページのシリーズ認定農業者紹介ですが、こちらは今回年齢順で言いますと D さんとなっています。まだご本人に連絡は取っていませんが、ご了承を頂きましたら進めさせて頂き

たいと思っています。最後に、昨年の認定農業者の再認定が9名おられますので、お名前は伏せようかなと思っていますが、ご紹介をする予定です。以上が農業委員会だより62号の内容になります。今回の協議内容としましては、一番上の稲作体験学習会事業（田植え）についての記事を書いて頂く委員さんと、あと全体の内容で問題がないかどうか、この2点をご協議頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ということで、稲作体験学習会事業の記事を内山委員か小鹿倉委員に書いて頂きたいのですが、いかがでしょうか。

【内山委員】 田植えはいつですか。

【事務局】 6月20日です。

【内山委員】 参加できるので、大丈夫です。

【北島会長】 その他の記事については何か質問はありますか。ないようでしたらこのとおりでやって頂きます。よろしくお願いします。次に行きます。(2) 令和7年度稲作体験学習会事業について、28ページですが、役員の割当てを決めたいと思います。

(協議)

【北島会長】 では、5月7日の9時から草刈りで、草刈り機を持ってこれる人はご持参ください。トラクターは鈴木委員、カルチは三田委員でお願いします。肥料のてまいらずは代かきの後ですね。代かき2回は三田委員のタイミングで行ってください。田植えの事前準備は6月18日で、苗運びの軽トラックは去年と同じ人で、鈴木委員の家の裏に8時半集合、他の人は現場集合で、苗の根切りなどを行います。その日にできれば草刈りもやりたいです。予備日はなし、雨でも行います。稲作体験学習会事業の段取りはこれで大丈夫でしょうか。

【事務局】 確認です。30ページですけれども、農作業に伴う農機具の借上料ということで、金額については昨年度と同様にしています。さっき会長からカルチという話がありましたが、上から2行目のところにカルチを新規に追加しました。

【北島会長】 カルチとか耕運機が管理機になります。

【事務局】 他になればこれで進めます。ありがとうございます。

【北島会長】 では、次のその他、3月の活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 令和6年度3月分の活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」9件、B「農業委員会、農業会議の会議・研修」2件、C「その他の会議・会合」1件、D「現地確認」8件、計20件、以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。第5回農業委員会定例総会日程について、5月28日（水）10時から市役所3階第4会議室でお願いします。それでは、以上で農業委員会を終了します。ありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

1番 内山 砂里 委員

10番 三田 栄作 委員

